

令和8年度寒河江市町会長連合会運営事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市町会長設置規則（昭和62年市規則第7号）により設置された町会長等で組織される寒河江市町会長連合会（以下「連合会」という。）に対し、市政の振興発展に資するため、予算の範囲内で寒河江市町会長連合会運営事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び交付金額)

第2条 交付金の交付対象は連合会運営経費とし、交付金額は45万円を上限とする。

(交付申請)

第3条 連合会は、役員が決定したときは、直ちに規則第5条の規定により補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第4条 連合会は、会計年度終了後直ちに規則第14条の規定により補助金等実績報告書を市長に提出するものとする。

(概算払)

第5条 市長は、連合会運営のため必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

(帳簿等の保管)

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、交付対象の会計年度の最終日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。